

5・4 輸出入・港湾諸手続の簡素化

5・4・1 貿易関連手続きの一層の円滑化

わが国貿易を担う外航船舶が日本の港に入る際には、各省庁や自治体の法令、条例により様々な煩雑な手続が必要であったが、諸外国の港湾は、その手続きを所謂ワンストップ化するとともに紙媒体から電子化するなどして競争力を強化していた。

このような状況下、当協会は、わが国港湾の国際競争力の観点から、その手続を見直し、簡素化・合理化したうえで電子化すること、また、同じ情報を二重、三重に提出することのないよう改善を求め、これまでに一定の改善がなされている。

一方、関税等を取り扱う財務省関税局では、昭和 53(1978)年より航空貨物の Air-NACCS という電子システムの運用を、また、平成 3(1991)年より海上貨物の Sea-NACCS の運用を開始した。この NACCS(Nippon Automated Cargo Clearance System)というシステムは、予め更改時期(運用期間)が定められており(8年間)、毎回更改時期に向け、関係者によりその改善等が検討されている。

平成 20(2008)年 10 月の Sea-NACCS の更改および平成 22(2010)年 2 月の Air-NACCS 更改を機に、両システムの見直しおよび統合が行われた。また、この機会に、国土交通省が別途運用していた港湾諸手続に関するシステムや経済産業省はじめ関連省庁のシステムについても NACCS に統合され、新たな NACCS(Nippon Automated Cargo And Port Consolidated System:輸出入・港湾関連情報処理システム)として名称も変更し、現在に至っている。

なお、NACCS は、従来、財務省所管の「独立行政法人通関情報処理センター」により運営されてきたが、企業経営による業務運営の更なる効率化、新規業務展開による利用者利便の向上など、国際物流の更なる効率化やわが国の港湾・空港の国際競争力の強化に資するために平成 19(2007)年 12 月に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」において、特殊会社として民営化することとされ、平成 20(2008)年 5 月 30 日に公布された「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、平成 20(2008)年 10 月 1 日に株式会社化され、現在は、「輸出入・港湾関連情報処理センター(株)」(通称: NACCS センター)によって運営されている。

今回は、平成 29(2017)年 10 月にシステム更改(第6次 NACCS 更改)が予定されており、このため現在、官民の利用者による専門部会および WG において検討がなされている。